南風原町地球温暖化防止実行計画（概要版）

町が事務・事業において環境配慮の行動を率先して実行することは、温室効果ガスの削減による地球温暖化防止に資することはもちろん、資源の有効活用やエネルギーに関わる経費の削減にもつながる取組です。
また、町民や事業者に対して環境保全への取組を誘導、喚起することにもなるものです。

1　実行計画の位置づけ

地球温暖化対策防止実行計画は、「地球温暖化対策の推進に関する法律」により地方公共団体に策定とその実行が義務付けられたものであり、南風原町もひとつの事業者および消費者として環境配慮の行動を率先して実行し、地球温暖化対策の推進を図ります。

2　計画の期間

本実行計画の期間は、平成23年度を初年度とし、平成27年度までの5年間とします。ただし、本実行計画の達成状況、社会情勢、国の施策の動向を踏まえ必要に応じ、計画の見直しを行う。なお、本実行計画の目標設定の基準年は平成21年度とします。

3　計画の範囲

計画の対象範囲は、町の組織及び施設における全ての事務・事業を対象とします。町の区域内全体の排出を対象とするものではありません。

4　温室効果ガスの排出量

平成 21 年度に町施設から排出された温室効果ガスの総排出量は（CO2 換算）は 3,105,266kg-CO_2 でその内訳はつぎのとおりです。

発生原因別

発生原因	CO2 換算排出量
① 燃料の使用	297,460 kg-CO_2（10%）
② 電気の使用	2,807,807 kg-CO_2（90%）

温室効果ガスの種類別

温室効果ガスの種類	CO2 換算排出量
二酸化炭素	3,105,266 kg-CO_2

施設別

施　設	CO2 換算排出量	主な発生原因
本庁舎	793,489	本庁舎における電気・燃料の使用
保育所・児童館	77,072	保育所における電気・燃料の使用
小中学校・幼稚園	1,397,530	学校等教育施設における電気・燃料の使用
学校給食共同調理場	255,019	学校給食共同調理場における電気・燃料の使用
公園	156,515	公園における電気の使用
文化センター	108,877	文化センターにおける電気・燃料の使用
ちむぐくる館	－	－
中央公民館	152,843	中央公民館における電気・燃料の使用
山川体育センター	9,764	山川体育センターにおける電気の使用
神里地区汚水処理施設	154,158	神里地区汚水処理施設における電気・燃料の使用
合　計	3,105,266	－

5 削減目標

南風原町の行政事務及び公共事業による温室効果ガスの総排出量（二酸化炭素換算値）を、平成 27 年度までに平成 21 年度比で 6%削減する。（防犯灯は安全上必要な施設であり、本実行計画の対象としてはそぐわないことから除外する。）

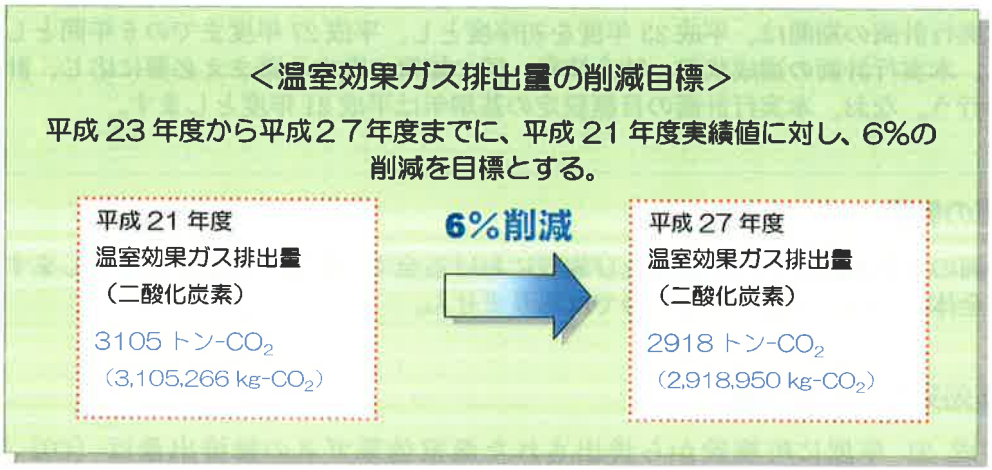

6　対策の指針

【方針 1】職員が高い意識を持って自らが率先して行動します。

【方針 2】南風原町の取組を積極的に公表します。

【方針 3】環境マネジメントシステムの手法を取り入れて計画を推進します。

【方針 4】事業系施設については事業ごとに自主行動計画を策定します。

７　計画達成の為の取組

温室効果ガス排出量の削減目標の達成に向けて、南風原町の全ての施設を対象とした職員の行動目標を定め実践します。

（１）財やサービスの購入・使用に関する取り組み

１）物品の使用・購入にあたっての取り組み

①公用車の導入は、低公害車、低燃費車等を優先的に行う

②省エネに配慮したＯＡ機器・電化製品を導入する

③事務用品はできるだけ長期使用を行う

④購入物品は、エコマーク、グリーンマークなどの環境ラベリング商品等環境に配慮した商品を積極的に購入する

⑤グリーン購入法基本方針に基づいた、環境負荷軽減に資する製品を購入する。

２）電気、燃料等の使用にあたっての取り組み

①昼食時、残業時には使用していない照明・パソコン等の電源を切る（窓口部署等の必要箇所を除く）

②照明の点灯は執務に必要な範囲に限る

③照明器具を定期的に清掃する

④エアコンは推奨温度等を参考に適温に設定する

⑤エアコンの使用期間・時間を制限する

⑥エアコンのフィルター等を定期的にメンテナンスする

⑦使用しない電気機器のプラグを抜く

⑧公用車の利用は必要最小限にとどめる

⑨公用車ではエコドライブを行う（法定速度遵守、急発進・急加速をしない、不要な荷物は積載しないなど）

⑩公用車の空気圧等を適正に維持する

⑪公用車での移動時には相乗りに努める

⑫私物の電化製品の持ち込み・使用を禁止する

⑬ノー残業デーを促進する

⑭デマンド監視システムを導入する

⑮事務の効率化を図り、残業を削減する

⑯クールビズ・ウォームビズの推進を図る

⑰給湯の時間を定め、効率的に湯沸かしを行う

⑱パソコン・コピー機等の省電力モードを活用する

⑲事務用品等の購入にあたっては数量の適正化に努める

⑳ミスコピーを防ぐため、使用後に設定をリセットする

㉑扇風機やヒーター、冷蔵庫等の使用を規制する

㉒給湯設備がある施設は、電気ポットから魔法瓶への利用を促進する

3）水道の使用にあたっての取り組み

①節水コマ等を活用し、節水を行う

②雨水・地下水・中水を利用する

③トイレ清掃や洗車等にはバケツと雑巾を利用する

4）用紙使用にあたっての取り組み

①コピー・印刷等には再生紙を使用する

②両面印刷・コピー、1/2 印刷（2 ページ分を 1 ページに印刷）等を利用する

③文書の電子化（電子決済・電子メール活用等）を推進する

④シュレッダーを必要最小限にとどめ、再利用を推進する

⑤FAX 用紙は裏紙を使用する

⑥ペーパーレス FAX の利用を推進する

5）廃棄にあたっての取り組み

①マイ箸・マイカップを使用する

②マイバッグを利用する

③廃棄物の分別・減量化・資源化の徹底と周知を図る（古紙のリサイクルなど）

④生ごみについては、分別を徹底し堆肥・飼料化としての資源化を推進する

⑤使い捨て製品の購入を控える

⑥物品等の納入時に不要な包装を控えるように要請する

（2）建築物の建築、管理等に関する取り組み

1）建築物の建築にあたっての取り組み

①公共施設への太陽光発電、風力発電等の自然エネルギーの導入を行う（補助金等も活用）

②耐久性の高い材料・工法を採用する

③風通しの良い建築様式の導入に努める

２）建築物の管理にあたっての取り組み

①施設へのブラインドや遮熱フィルム、高遮熱塗装等の設置を施す

②屋上や壁面の緑化を推進する

③蛍光灯の反射板の清掃や取り替えを行う

④設置されている蛍光灯の適正本数の検討を行う

⑤LED ライトの導入を検討する

３）建築物の修理・解体にあたっての取り組み

①建設副産物のリサイクル推進し、公共工事の発注にあたっては、再生アスファルトやコンクリート廃材等のリサイクル製品の使用に努めます。

（３）その他の事務・事業に関する取り組み

１）公共事業にあたっての取り組み

①公共施設への太陽光発電等の自然エネルギーシステムの導入を行う（再掲）

②公共施設の周辺に植栽を施す

③公共事業の発注に際し、契約事項に地球温暖化防止に関する条項を入れる

④公共事業における樹木の伐採を低減するよう計画する

⑤森林整備や緑化推進活動の積極的な推進

⑥公共施設へのブラインドや遮熱フィルム、高遮熱塗装等の設置を施す（再掲）

⑦小中学校の体育館や運動場における照明施設の LED ライト導入を積極的に促進する（再掲）

⑧学校等におけるフィフティ・フィフティ制度を検討する。

２）環境保全に関する意識向上にあたっての取り組み

①職員１人ひとりが、職場、地域等で環境に配慮できる情報を積極的に伝える

②美化活動等に積極的に参加する

③自転車・徒歩通勤を奨励する

④毎年のエネルギー使用量等を把握し、職員へ公開・周知することにより、意識啓発に努める（本計画担当課）

8　計画の推進体制

実行計画を推進するため、副町長を委員長、総務部長を副委員長とした「南風原町地球温暖化推進委員会」を計画の推進、進行管理の中心として設置します。その下に各課等の計画の推進・進行管理や評価を行う「推進担当者」、及び計画の実施状況の記録・管理を行う「事務局」を置きます。

温室効果ガス排出量を含む計画の内容及び取組状況について、広報誌やホームページ等を活用して広く公表します。

推進担当者は、各所属課の課長等とし、実行計画の推進を図ると共に、実施状況等を推進委員会に報告を行うものとします。また、職員は、推進担当者への協力を行うと共に、実施計画の目標達成に向けて、主体的・積極的な取組みを行います。

南風原町地球温暖化防止実行計画の推進・点検・評価を図るため、PDCA サイクル（計画-実行-点検-見直し）を構築し継続的に改善を行います。

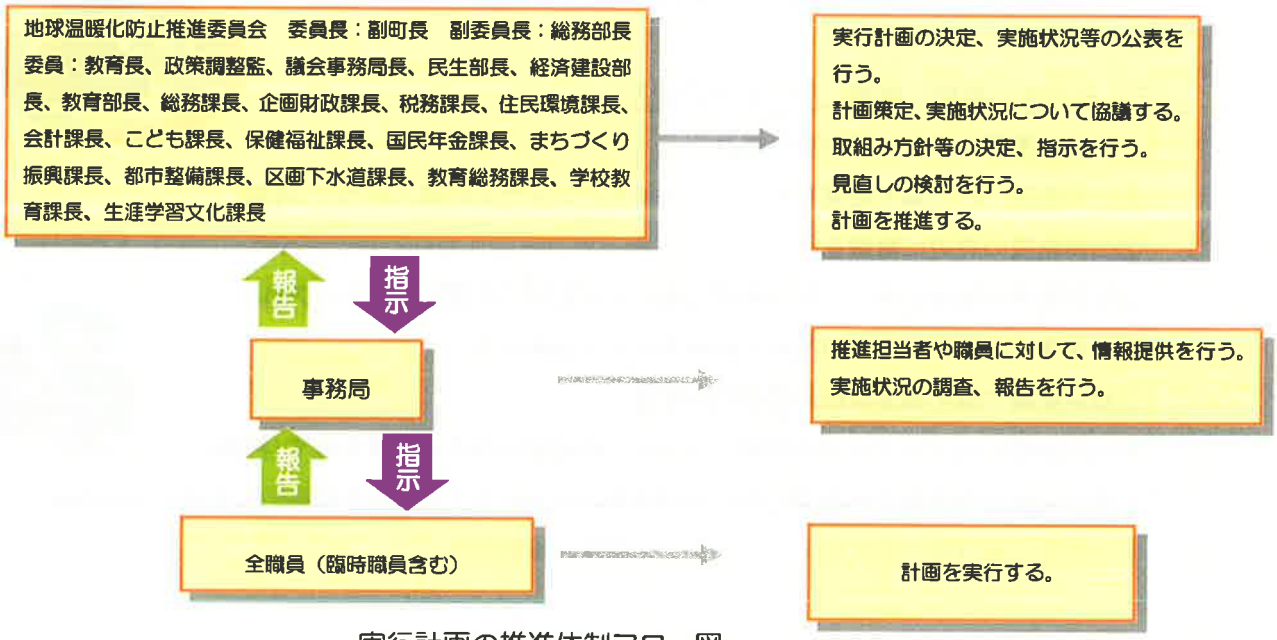
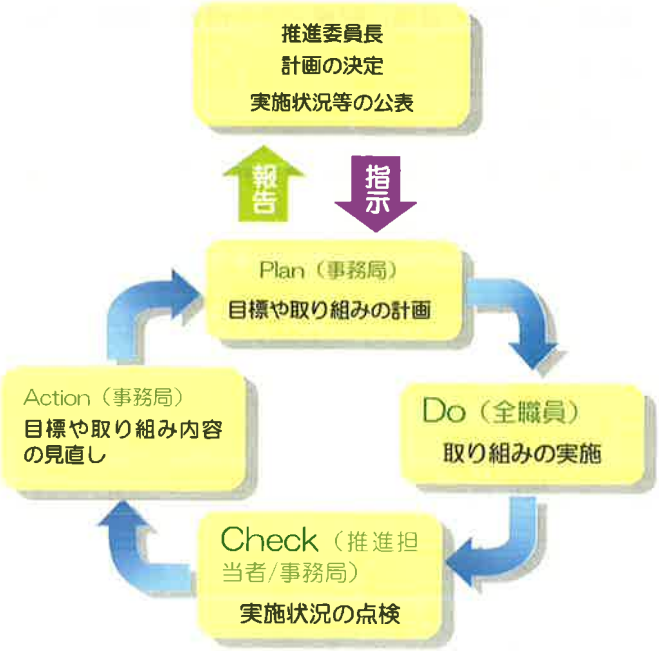
実行計画の推進体制フロー図